

平成 24 年 12 月 11 日 (火)  
オース条約を日本で実現する NGO ネットワーク運営委員  
橋高 真佐美

### 「予防的な取組方法の考え方」について

#### 1. EU における裁判例

予防原則は共同体機関への裁量権付与の根拠規定として性格付ける。

(赤淵芳宏「予防原則における科学性の要請」植田和弘・大塚直監修『環境リスク管理と予防原則』 187 頁、以下の EU 判例も同論文からの引用)

- ・ Pfizer Animal Health SA v. Council, Case T-13/99 (2002) para 170  
「予防原則の下では、共同体機関は、人の健康のために、人の健康のために、いまだ不完全な科学的知見に基づき、法的に保護された地位に深刻な被害を与えうるような保護的措置を採用する権限を有し、この点につき共同体機関は広範な裁量をしている」
- ・ Comission v. Artegodan GmbH and Others, Joined Cases T-74/00, T-76/00, T-83/00, T-84/00, T-85/00, T-132/00, T-137/00 and C-141/00P (2002) para 184  
「権限ある機関が、市民の健康、安全および環境に係る特定の潜在的リスクの防止のため適切な措置を講ずることを要求する、共同法の一般原則である」
- ・ Comission v. Denmark (2003), Case C-192/01 para 52  
「リスクが具現した場合に市民の健康に対する現実の被害が生ずるおそれがあるときには、予防原則は制限的な措置の採用を正当化する」

予防原則に基づく広範な裁量を正当化するものは行政手続の保障である。

- ・ Pfizer Animal Health SA v. Council, Case T-13/99 (2002) para 171,172  
「共同体法秩序により付与される行政手続の保障が、より根本的に重要である。こうした保障には、とりわけ、個々の事案における関連するすべての側面を注意深く公平に検討するという、権限ある機関の義務が含まれる。」  
「したがって、卓越性、独立性、透明性の原則に基づく科学的助言を根拠として、可能な限り徹底して実施された科学的リスク評価は、措置の科学的客観性を確保し恣意的な措置を排除することを目的とする、重要な手続保障である。」

#### 2. 「予防的な取組方法の考え方について (共通理解に向けた討議用メモ)」についての意見

- (1) 予防的な取組方法とリスク評価の関係  
(意見)

「リスク評価」も科学的な不確実性を含むものであり、「予防的な取組方法」と「リスク評価」は補完的な関係にあるものではない。

(理由)

予防原則の考え方が出てきたのは、従来リスク評価に基づく規制では、ヒトの健康や環境を守れないことが明らかになってきたからである。リスク評価によって、すべてのリスクが評価されているわけではなく、多かれ少なかれ科学的な不確実性を伴うものであるから、「予防的な取組方法」は、「リスク評価」を補完するものではない。

(2) 「適用要件」

(意見)

一つ目の適用要件として「潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされることが特定されているという『リスクの存在』」については、下線部の「ことが特定されている」を削除すべきである。

(理由)

リオ宣言第15原則は、「重大なあるいは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合」について予防的な取組方法の考え方を適用し、「科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期すべきではない」と述べる。

これに対して、今回のメモでは、予防的取組みの考え方の適用要件として、二つの要件が挙げられている。一つ目は「潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされることが特定されているという『リスクの存在』」であり、二つ目は「科学的評価によって十分な確実性を持ってそのリスクを確定することができない『科学的な不確実性』」である。第2の要件によれば、「科学的な不確実性」がありリスクを確定することができないことを前提としているのに、第1の要件ではリスクの存在を「特定」することを求めることは矛盾している。

また、有害な影響が、特定の行為等によって引き起こされるところを「特定」することを要件として求めることは、結局、リスクの存在が特定されていないとすることを理由として予防的な取組の考え方の適用を排除することになりかねず、リオ宣言第15原則が想定するような事態において、予防的な取組方法の適用場面に不当に狭めることになりかねない。予防的取組方法の考え方の適用する際には、リスクが存在を科学的知見を基礎に判断すべきではあるが、「潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされる」ことが特定される必

要まではないと考える。

(3) 「多様な選択」

(意見)

予防的な取組方法の考え方を適用した場合の措置は、多様な選択肢から選択されるとしても、経済的・技術的に容易に実施可能な方法がある場合には、当該措置を実施することを原則とするべきである。

(理由)

予防的な取組の考え方を適用する場合には、多様な選択肢が検討されるべきであるが、安易に「何もしないという選択肢」を選択すべきではない。経済的・技術的に容易に実施可能な方法がある場合には、当該措置が「何もしない」という選択肢よりも優先すべきことを明記すべきである。

以上